

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：豊田市

1 地域活性化総合特別区域の名称

次世代エネルギー・モビリティ創造特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

①総合特区の目指す目標

本市の強みであるエネルギー・モビリティを核とした技術開発、市域での普及、国内外への横展開を三位一体で展開することにより、脱炭素都市環境を構築し、市域経済の活性化と市民生活の質の向上を図るとともに、被災地等を含め広く国内外へ貢献する。

ア) 定性的な目標

- (1) 脱炭素都市環境の構築 (定性的な目標 A)
- (2) 市域経済の活性化 (定性的な目標 B)
- (3) 暮らしの質の向上 (定性的な目標 C)

(解説)

- ・本市の、次世代エネルギー・社会システム実証地域として取り組んでいたエネルギー分野での取組、自動車産業及び関連技術の集積や ITS 実証実験モデル都市等モビリティでの取組の素地を生かして、新たな環境・エネルギー技術と次世代モビリティの技術を創出し、脱炭素都市環境を構築していく。
- ・このプロセスにおいて、関連企業の成長と産業構造の転換を図り、市域経済の活性化と雇用の創出を実現する。
- ・あわせて、新たな技術を爆発的に市民生活に普及させることにより、生活環境の安心・安全・快適化を図り、市民の暮らしの質の向上を実現する。
- ・本特区において創出する技術は国際標準化を目指しており、その普及モデルとあわせて、国内外に広く横展開することにより、我が国の成長戦略の一翼を担っていく。
- ・また、平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の社会情勢に鑑み、エネルギー・モビリティ分野における開発実証は可能な限り前倒し、被災地復興で展開が求められるものを迅速に横展開していく。

②評価指標及び数値目標

(1)「脱炭素都市環境の構築」(定性的な目標 A) に対する評価指標及び数値目標

(A-1) 評価指標

- ・再生可能エネルギー（太陽光、小水力等）の地産地消率の向上

(A-1-1) 数値目標

- ・スマートハウスの導入数（累計） 3,000 件（R12）
- ・サステイナブルプラント整備数（累計） 65 件（R12）

＊ここでいうサステイナブルプラントとは、創・蓄・省エネ機器やエネルギーマネジメントシステムを設置し、新たに立地する企業（豊田市企業誘致推進条例、豊田市企業立地奨励条例、豊田市創造産業立地奨励金交付要綱、豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱、豊田市成長投資促進条例、豊田市創造産業立地補助金交付要綱、豊田市 21 世紀高度先端産業立地補助金交付要綱適用分）

(A-2) 評価指標

- ・次世代自動車（自家用車）の割合

(A-2-1) 数値目標

- ・新車販売台数に占める次世代自動車（自家用車）の割合 86.0%（R11）

(2)「市域経済の活性化」(定性的な目標 B) に対する評価指標及び数値目標

(B-1) 評価指標

- ・市域経済の成長

(B-1-1) 数値目標

・企業誘致数（豊田市企業誘致推進条例、豊田市企業立地奨励条例、豊田市創造産業立地奨励金交付要綱、豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱、豊田市成長投資促進条例、豊田市創造産業立地補助金交付要綱、豊田市 21 世紀高度先端産業立地補助金交付要綱適用分）（累計） 41 件（R12）

(3)「暮らしの質の向上」(定性的な目標 C) に対する評価指標

(C-1) 評価指標

- ・市民満足度の向上

(C-1-1) 数値目標

- ・豊田市市民意識調査
豊田市を住みよいまちだと思う市民の割合 80%（R12）

3 特定地域活性化事業の名称

「脱炭素都市環境の構築」、「市域経済の活性化」、「暮らしの質の向上」のため、規制の特例措置や

税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、1) 創エネ・蓄エネ・省エネ技術の開発促進、2) 創エネ・蓄エネ・省エネ技術の爆発的普及、3) 災害時の蓄エネ機器の有効活用、4) 生活導線に沿った公共交通・自動車の開発及び「かしこい使い方」の具現化、5) 高齢者をはじめ、老若男女が安全、快適に活動できる行動支援の実施、6) 新技術開発による世界標準の獲得 7) 地域技術を活用したものづくり構造の転換に係る取組を行っていく。

<事業名>

- ① サステイナブルプラントの整備促進<地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4>
- ② 新たな産業の誘致<地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4>
- ③ 地域資源（太陽光・小水力等）を活用したインフラ整備事業<地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4>

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

該当なし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・豊田市エコファミリー支援補助金（H22年～） ＊一部はH10年度から実施中
- ・豊田市企業誘致推進条例（H22年～H30年3月）、豊田市企業立地奨励条例（H30年4月～R7年3月）、豊田市創造産業立地奨励金交付要綱（H30年4月～R6年3月）、豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱（H30年4月～R6年3月）、豊田市成長投資促進条例（R7年4月～）、豊田市創造産業立地補助金交付要綱（R6年4月～）、豊田市21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱（R6年4月～）
- ・ビジネスチャンス拡大事業（H19年～）
- ・とよたエコドライブプロジェクト（H22年～）
- ・豊田市版環境減税（スマートハウス減税、再生可能エネルギー発電設備減税、電気軽自動車減税）（H26年～）

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・豊田市まちづくり基本条例（H17年～）
- ・豊田市森づくり基本条例（H19年～）
- ・水道水源保全基金（H6年～）
- ・豊田市の一般競争入札時における加点制度
- ・豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例（H26年～）

c) 地方公共団体における体制の強化

- ・市長を本部長とする環境モデル都市推進本部を設置
- ・企画政策部に環境モデル都市推進課を設置
- ・課名を未来都市推進課、本部名を未来都市推進本部に変更（H29 年 4 月～）

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・市として、未来都市関連予算を計上
- ・交通安全学習施設、環境学習施設を活用し、NPO 等による施設運営・学習機会の提供を通じて、取組の「見える化」と市民のライフスタイル変革に向けた意識の醸成

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

- ・HEMS は、電気用品安全法規制対象外のため、HEMS を介したスマートフォンによるエアコンのオン・オフの遠隔操作も、現行法令等に対応可能であり、車両の充放電の遠隔操作についても、電気事業法上、特にこれを制限する規定はなく、現行法令に対応可能であることが明らかになった。

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

サステイナブルプラントの整備促進（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

施行規則第 7 条に規定する金融機関に該当し、当該特区の地域協議会の構成員である金融機関

※ 地域協議会の構成員（最新）は、本特区のウェブサイトに掲載し特定する。

※ 措置にあたっては、別途、法第 56 条第 1 項により指定を受ける。

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

本地域活性化総合特区内において、創エネ・蓄エネ・省エネ機器や EMS（エネルギーマネジメントシステム）などのエネルギー設備を設置し、新たに立地する企業に加え、それに関連する投資においても、その事業に要する資金を低金利で貸し付けることが可能となることにより、本地域活性化総合特区内の事業所のサステイナブルプラント化を支援し、創エネ・蓄エネ・省エネ技術の爆発的普及を図る。

当該事業は、本地域活性化総合特区の政策課題である「エネルギーの地産地消モデルの構築」及びその解決策である「創エネ・蓄エネ・省エネ技術の爆発的普及」に向けた創エネ・蓄エネ・省エネ技術の活用を伴う企業立地が、利子補給によるインセンティブを通じて促進されることが期待でき、従来目標に掲げているサステイナブルプラント数（豊田市企業誘致推進条例、豊田市企業立地奨励条例、豊田市創造産業立地奨励金交付要綱、豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱、豊田市成長投資促進条例、豊田市創造産業立地補助金交付要綱、豊田市 21 世紀高度先端産業立地補助金交付要綱適用分）の早期達成も見込めることから、本市が目指す再生可能エネルギーの地産地消率の向上、さらには脱炭素都市環境の構築に寄与するものとして、有効な取組である。

b) 施行規則第 6 条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 2 に掲げる対象事業項目）

第 3 号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

新たな産業の誘致（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

施行規則第 7 条に規定する金融機関に該当し、当該特区の地域協議会の構成員である金融機関

※ 地域協議会の構成員（最新）は、本特区のウェブサイトに掲載し特定する。

※ 措置にあたっては、別途、法第 56 条第 1 項により指定を受ける。

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a）特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

新たな産業の誘致を図るため、豊田市企業誘致推進条例、豊田市企業立地奨励条例、豊田市創造産業立地奨励金交付要綱、豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱、豊田市成長投資促進条例、豊田市創造産業立地補助金交付要綱、豊田市 21 世紀高度先端産業立地補助金交付要綱に基づいた設備投資を行う企業に対する支援を行うことにより、地域雇用の創出、産業構造の多角化及び地域産業の高度化を推進する。利子補給による支援の対象分野は、次世代モビリティ分野、環境・エネルギー分野、IT・次世代ロボット分野及びヘルスケア・食品製造分野とする。

当該事業は、本地域活性化総合特区の政策課題である「モビリティとエネルギー技術を組み合わせた次世代産業振興」及びその解決策である「新技術開発による世界標準の獲得」に向け、本市の地域産業振興に資する産業に対して、利子補給によるインセンティブを通じて新規企業参入と企業の設備投資の活性化を図るものであり、本市が目指す産業基盤の強化と雇用創出、さらには市域経済の活性化に寄与するものとして、有効な取組である。

b）施行規則第 6 条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 2 に掲げる対象事業項目）

第 4 号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【3 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

地域資源（太陽光・小水力等）を活用したインフラ整備事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

施行規則第 7 条に規定する金融機関に該当し、当該特区の地域協議会の構成員である金融機関

※ 地域協議会の構成員（最新）は、本特区のウェブサイトに掲載し特定する。

※ 措置にあたっては、別途、法第 56 条第 1 項により指定を受ける。

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

エネルギーの地産地消モデルを構築するために、本市の多様な再生可能エネルギー資源（太陽光・風力・小水力・バイオマス・地中熱等）を活用し、発電・熱供給などのエネルギー事業に資する設備投資（発電器・パネル・パワーコンディショナー・電池・ボイラー等の発電に必要な機器及び機器導入に伴う建屋・送配電網整備などの建設・工事）を行う企業・NPO・地域団体に対する支援を行うことにより、地域の新規産業の創出と育成を図る。

当該事業は、本地域活性化総合特区の政策課題である「エネルギーの地産地消モデルの構築」及びその解決策である「創エネ・蓄エネ・省エネ技術の爆発的普及」に向け、新たなエネルギー事業及び関連する設備投資を行う企業・団体等に対して、利子補給によるインセンティブを通じて新規産業の創出・育成と企業の設備投資の活性化を図るものであり、本市が目指すエネルギーの地産地消率の向上及び雇用の拡大、さらには市域経済の活性化に寄与するものとして、有効な取組である。

b) 施行規則第 6 条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 2 に掲げる対象事業項目）

第 3 号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

第 4 号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

別紙 2－8　＜地域において講ずる措置＞

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

●豊田市エコファミリー支援補助金（H22 年～）　＊一部は H10 年度から実施中

新しい環境技術の普及拡大と環境配慮行動を後押しし、家庭生活の脱炭素化に寄与することを目的に、エコファミリー宣言者（一般ユーザー）に対して、住宅用太陽光発電システム設置、家庭用燃料電池設置、次世代自動車（PHV・EV 含む）の購入に要した費用の一部を補助

●豊田市企業誘致推進条例（H22 年～H30 年 3 月）、豊田市企業立地奨励条例（H30 年 4 月～R7 年 3 月）、豊田市創造産業立地奨励金交付要綱（H30 年 4 月～R6 年 3 月）、豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱（H30 年 4 月～）、豊田市成長投資促進条例（R7 年 4 月～）、豊田市創造産業立地補助金交付要綱（R6 年 4 月～）、豊田市 21 世紀高度先端産業立地補助金交付要綱（R6 年 4 月～）

企業誘致の推進、産業構造の多角化・高度化の推進、雇用機会の創出及び拡大を図るため、奨励金等により事業所の立地を支援

●ビジネスチャンス拡大事業（H19 年～）

高度な専門知識と豊かな経験を有するコーディネータが企業を訪問し、要望に応じて、製品・技術の販路開拓等を仲介支援

●とよたエコドライブプロジェクト（H22 年～）

環境モデル都市の取組の一環として、環境とお財布にやさしい「エコドライブ」の推進により、市内の交通事故防止を目指す“本プロジェクトは、交通事故防止を主眼においてエコドライブを推進する全国的にも稀な取組

●豊田市版環境減税（H26 年～）

スマートハウスの固定資産税を減免する「スマートハウス減税」（全国初）、再生可能エネルギーの発電設備の固定資産税を減免する「再生可能エネルギー発電設備減税」（全国初）、電気軽自動車（二輪を除く）・ミニカーの軽自動車税を減免する「電気軽自動車減税」の 3 つの環境減税により脱炭素の暮らしを応援

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

●豊田市まちづくり基本条例（H17 年～）

「自立した地域社会の実現を目指す」ことを基本理念として、自治の基本や市民参加のあり方についての考え方や方向性を明らかにするために制定

●豊田市森づくり基本条例（H19 年～）

『豊かな環境・資源・文化をはぐくむ森林の保全・創造を推進し、豊かな森を次世代に継承する』ことを目的に 4 つの基本理念（公益的機能の発揮・木材の循環利用・地域づくりと一体となった森づくり・人材育成と共働による森づくり）に基づき森づくりを推進

●水道水源保全基金（H6 年～）

「安全でおいしい水道水」の供給のために、水道料金のうち「使用量1立方メートル（トン）あたり1円」を積み立て、「水源涵養事業」や「水質保全の環境整備」などを推進。全国初の試み

●豊田市の一般競争入札時における加点制度

入札に参加する事業者に対し、社会貢献（温暖化対策）の観点から、以下の認証等を得た業者にインセンティブ（加点）を付与

- ・ ISO 14001 の認証取得／・エコアクション 21 の認証取得
- ・ エコ通勤優良事業所認証取得／・とよたエコドライブ宣言登録
- ・ チャレンジ 25 キャンペーンへの登録

●豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例（H26 年～）

再生可能エネルギーの導入の推進に関し、基本原則と、市、事業者及び市民の共通の責務を明らかにする条例を制定

3. 地方公共団体における体制の強化

- ・ 市長を本部長とする環境モデル都市推進本部を設置（H21 年 4 月設置／市長、副市長、全部局長）。
- ・ 併せて、環境モデル都市推進課を設置（H21 年度／H23 年度より 2 名増員、H24 年度より 1 名増員、H25 年度より 1 名増員、H26 年度より 1 名増員、H27 年度より 1 名減員、H28 年度より 1 名減員し 8 名体制）。
- ・ 平成 29 年 4 月より未来都市推進課に課名変更（引き続き 8 名体制）。
- ・ 市長を本部長とする未来都市推進本部のもと、未来都市推進課にて関連する計画の企画・立案、関係機関（国、企業、庁内各部等）との総合調整を行っている。
- ・ 令和 2 年 4 月より 12 名体制とし推進体制を強化。

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・ 市として、未来都市関連予算を計上
- ・ 交通安全学習施設や環境学習施設を活用し、NP0 等による施設運営・学習機会の提供を通じて、取組の「見える化」と市民のライフスタイル変革に向けた意識の醸成を図っている。

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	豊田市つながる社会 実証推進協議会
地域協議会の設置日	上記協議会の設置日 平成 28 年 10 月 12 日 上記協議会を地域協議会と位置づけた日 平成 28 年 10 月 12 日 (平成 27 年 4 月 1 日設置の旧豊田市低炭素社会システム推進協議会を上記協議会に改組)
地域協議会の構成員	会長：豊田市 構成団体 113 団体（令和 6 年 10 月 25 日現在） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社アイ・グリッドソリューションズ、愛三工業株式会社、株式会社アイシン、アイシン高丘株式会社、株式会社アイネス、Arteryex 株式会社、アンフェノールジャパン株式会社、特定非営利活動法人 ADDS、エーザイ株式会社、株式会社 NTT データグループ、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、大橋産業株式会社、株式会社大林組、岡谷鋼機株式会社、KAERU 株式会社、株式会社 QUICK、クラスター株式会社、KDDI 株式会社、小島プレス工業株式会社、株式会社 SAKAHOKO、サントリービバレッジソリューション株式会社、サンリツオートメイション株式会社、株式会社 JEPLAN、株式会社ジオプラン・ナムテック、株式会社ジゴワッツ、株式会社シンク、一般財団法人人生 100 年社会デザイン財団、新明工業株式会社、株式会社 SkyDrive、積水化学工業株式会社、先進モビリティ株式会社、株式会社 SOKEN、株式会社ソーシャル・エックス、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、株式会社ダイヘン、大和ハウス工業株式会社、中京テレビ放送株式会社、中部電力株式会社、TXP Medical 株式会社、株式会社 TBM、株式会社デンソー、株式会社デンソーウェーブ、株式会社天地人、デンヨー株式会社、株式会社東芝、東邦ガス株式会社、凸版印刷株式会社、有限責任監査法人トーマツ、豊島株式会社、株式会社トヨタエナジーソリューションズ、株式会社豊竹、豊田合成株式会社、トヨタ自動車株式会社、株式会社豊田自動織機、トヨタ車体株式会社、トヨタすまいるライフ株式会社、株式会社豊田中央研究所、豊田通商株式会社、トヨタテクニカルディベロップメント株式会社、豊田鉄工株式会社、豊田ドローン協会、トヨタホーム株式会社、トヨタ紡織株式会社、株式会社ドリームインキュベータ、中日本航空株式会社、名古屋鉄道株式会社、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク、日本工営株式会社、日本自然エネルギー株式会社、日本電気株式会社、ネットワンシステムズ株式会社、株式会社パソナテック、パナソニック株式会社、株式会社はんぼさき、株式会社フカデン、株式会社

	フジタ、フジ地中情報株式会社、富士通株式会社、株式会社 PREVENT、株式会社プロドローン、豊栄交通株式会社、一般社団法人三河の山里課題解決ファーム、三井物産株式会社、株式会社三菱総合研究所、株式会社 Mogura、MONET Technologies 株式会社、ユーピーアール株式会社、株式会社 humorous/社会実験ユニット souple、株式会社ラック、Lean Mobility 株式会社、株式会社ロッテ、一般社団法人 One Smile Foundation、愛知工業大学、東京大学、独立行政法人国立高等専門学校機構 豊田工業高等専門学校、公益財団法人豊田都市交通研究所、藤田医科大学、国立大学法人名古屋大学、愛知県、豊田市、株式会社愛知銀行、株式会社大垣共立銀行、岡崎信用金庫、株式会社十六銀行、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、株式会社名古屋銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社百五銀行、碧海信用金庫、株式会社三十三銀行、株式会社三菱UFJ銀行、豊田商工会議所、(一社) おいでん・さんそん、(株) M-easy
協議を行った日	1. 平成 24 年 2 月 10 日 2. 平成 24 年 2 月 13 日 3. 平成 24 年 3 月 21 日 4. 平成 24 年 5 月 21 日 5. 平成 24 年 6 月 20 日 6. 平成 24 年 7 月 26 日 7. 平成 24 年 12 月 25 日 8. 平成 25 年 1 月 30 日 9. 平成 25 年 5 月 14 日 10. 平成 25 年 8 月 8 日 11. 平成 25 年 8 月 28 日 12. 平成 26 年 2 月 12 日 13. 平成 26 年 5 月 26 日 14. 平成 26 年 7 月 8 日 15. 平成 26 年 8 月 1 日 16. 平成 26 年 10 月 3 日 17. 平成 27 年 3 月 6 日 18. 平成 27 年 8 月 31 日 19. 平成 28 年 3 月 29 日 20. 平成 28 年 8 月 1 日 21. 平成 28 年 9 月 14 日 22. 平成 28 年 10 月 12 日

	23. 平成28年12月19日 24. 平成29年3月29日 25. 平成29年6月23日 26. 平成29年12月15日 27. 平成30年3月26日 28. 平成30年5月29日 29. 平成30年10月18日 30. 平成31年2月15日 31. 平成31年2月26日 32. 令和元年5月20日 33. 令和元年8月26日 34. 令和元年9月26日 35. 令和元年12月27日 36. 令和2年3月27日 37. 令和2年4月22日 38. 令和2年6月18日 39. 令和2年7月10日 40. 令和2年9月11日 41. 令和2年10月13日 42. 令和3年3月15日 43. 令和3年4月22日 44. 令和3年8月19日 45. 令和3年10月26日 46. 令和4年1月20日 47. 令和4年2月15日 48. 令和4年4月27日 49. 令和4年7月22日 50. 令和4年11月11日 51. 令和5年2月24日 52. 令和5年5月24日 53. 令和6年5月21日
協議の方法	1. 協議会各社に協議（ICT） 2. 協議会幹事会を開催（トヨタ自動車にて開催） 3. 協議会幹事会を開催（トヨタ自動車にて開催） 4. 協議会幹事会を開催（とよた Ecoful Town にて開催）

	5. 協議会幹事会を開催（豊田市役所にて開催） 6. 協議会総会を開催（名鉄トヨタホテルにて開催） 7. 協議会幹事会を開催（ICT） 8. 協議会幹事会を開催（ICT） 9. 協議会幹事会を開催（とよた Ecoful Town にて開催） 10. 協議会総会を開催（名鉄トヨタホテルにて開催） 11. 協議会幹事会を開催（ICT） 12. 協議会幹事会を開催（豊田市役所にて開催） 13. 協議会幹事会を開催（豊田市役所にて開催） 14. 協議会幹事会を開催（ICT） 15. 協議会総会を開催（名鉄トヨタホテルにて開催） 16. 協議会幹事会を開催（豊田市役所にて開催） 17. 協議会幹事会を開催（ICT） 18. 協議会全体会を開催（豊田市役所にて開催） 19. 協議会全体会を開催（豊田市役所にて開催） 20. 協議会を開催（豊田市役所にて開催） 21. 協議会を開催（豊田市役所にて開催） 22. 協議会総会を開催（豊田市役所にて開催） 23. 協議会を開催（豊田市役所にて開催） 24. 協議会を開催（豊田市役所にて開催） 25. 協議会を開催（豊田市役所にて開催） 26. 協議会を開催（豊田市役所にて開催） 27. 協議会を開催（豊田市役所にて開催） 28. 協議会を開催（豊田市役所にて開催） 29. 協議会を開催（豊田市役所にて開催） 30. 協議会を開催（豊田市役所にて開催） 31. 協議会を開催（書面開催） 32. 協議会を開催（書面開催） 33. 協議会を開催（書面開催） 34. 協議会を開催（豊田市役所にて開催） 35. 協議会を開催（書面開催） 36. 協議会を開催（書面開催） 37. 協議会を開催（書面開催） 38. 協議会を開催（書面開催） 39. 協議会を開催（WEB 開催）
--	--

	40. 協議会を開催（書面開催） 41. 協議会を開催（書面開催） 42. 協議会を開催（書面開催） 43. 協議会を開催（WEB 開催） 44. 協議会を開催（書面開催） 45. 協議会を開催（書面開催） 46. 協議会を開催（書面開催） 47. 協議会を開催（書面開催） 48. 協議会を開催（WEB 開催） 49. 協議会を開催（書面会議） 50. 協議会を開催（書面会議） 51. 協議会を開催（書面会議） 52. 協議会を開催 53. 協議会を開催
協議会の内容・意見の概要	1. 認定申請の内容について協議し、了承 2. 認定申請の内容と日本政策投資銀行の入会について協議し、了承 主な意見は、1）認定申請書に関して、今後の新たな規制措置等についても、機を見て適切に対応すべき 2）各実証と地域との連携の観点から、日本政策投資銀行の入会を承諾 3. 1）住友電工及びヤマハ発動機の入会について協議し、了承 2）スマートフォンによる家電の遠隔操作について、内容を精査し、規制緩和要望していくことを確認 4. 1）日立製作所と新明工業の入会について協議し、了承 2）実証事業に係る規制緩和要望及び地域の産業振興に資する企業の新規入会を積極的に検討していくことを確認 5. 総合特区に係る審議の円滑化について協議し、了承 6. 1）審議の円滑化に向けて、引き続き幹事会を活用していくことを協議し、了承 2）規制緩和事項として、「スマートフォンによる遠隔操作機能の拡充」を提案することを確認 7. BMW AG 及び BMW Japan の入会について協議し、了承 8. 1）株式会社三井住友銀行始め 13 金融機関の入会について

	協議、了承
	2) 認定申請書の内容について確認
9.	1) 豊田都市交通研究所の入会について協議し、了承
	2) 事業の拡充について協議
	3) 認定申請書の内容について報告・確認
10.	1) 特区の進捗状況の報告・確認
	2) 今後の方針について協議し、了承
11.	1) トヨタ車体株式会社の入会について協議し、了承
12.	1) 特区調整費の活用について協議し、了承
13.	1) 事業の対外 PR（国際会議等）について報告し、了承
14.	1) 任期満了に伴う会長・副会長・幹事の選任と監事候補について協議し、了承
15.	1) 特区の進捗状況の報告・確認
	2) 今後の方針について協議し、了承
16.	1) 総合特区の進捗について報告・確認
17.	1) 今後の協議会活動（名称、構成員の変更）について報告
18.	1) 総合特区の進捗について報告・確認
19.	1) 総合特区の延長について協議し、了承
20.	1) 今後の協議会活動（協議会改組）について報告
21.	1) 特区の進捗状況の報告・確認
22.	1) 協議会の改組について協議し、了承
23.	1) 豊田通商株式会社の入会について協議し、了承
24.	1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、パナソニック株式会社の入会について協議し、了承
25.	1) サントリービバレッジソリューション株式会社、愛知学泉大学、株式会社シンク、東京大学の入会について協議し、了承
26.	1) 有限責任監査法人トーマツの入会について協議し、了承
27.	1) 岡谷鋼機株式会社、株式会社 M-easy、一般社団法人おいでん・さんそん、トヨタホーム株式会社の入会について協議し、了承
28.	1) アイシン精機株式会社、株式会社プロドローンの入会

	について協議し、了承
29.	1) 株式会社大林組、株式会社 SkyDrive、株式会社 SOKEN、株式会社大丸松坂屋百貨店、日本自然エネルギー株式会社、日本電気株式会社、株式会社フカデンの入会について協議し、了承
30.	1) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社 SAKAHOKO、株式会社豊田自動織機、ユーピーアール株式会社の入会及び変更認定申請について協議し、了承
31.	1) 一般社団法人三河の山里課題解決ファーム、MONET Technologies 株式会社
32.	1) 株式会社アイ・グリッドソリューションズの入会について協議し、了承
33.	1) 株式会社ジゴワッツ、株式会社デンソーウェーブ、株式会社 BLUEM、豊栄交通株式会社、三井物産株式会社の入会について協議し、了承
34.	1) 名古屋鉄道株式会社の入会について協議し、了承
35.	1) 株式会社 J V C ケンウッドの入会について協議し、了承
36.	1) 未来都市とよたビジョンを踏まえた実証テーマ設定 2) 2019年度新規実証報告
37.	1) 豊田ドローン協会の入会について協議し、了承
38.	1) 大橋産業株式会社・株式会社フジタの入会について協議し、了承
39.	1) 令和2年度 豊田市つながる社会実証推進協議会 実証事業募集
40.	1) 株式会社ダイヘン・デンヨー株式会社の入会について協議し、了承
41.	1) 豊田合成株式会社・アンフェノールジャパン株式会社の入会について協議し、了承
42.	1) 愛三工業株式会社・株式会社アイネス・株式会社ドリームインキュベータ・株式会社三菱総合研究所の入会について協議し、了承
43.	1) 協議会の目標変更について協議し、了承 2) 2020年度新規実証報告 3) 今後の協議会活動（SIB）について報告

	44. 1) 株式会社パソナテックの入会について協議し、了承 45. 1) 株式会社 NTT ドコモ・株式会社ラックの入会について協議し、了承 46. 1) 株式会社豊田中央研究所・株式会社天地人・フジ地中情報株式会社・サンリツオートメイション株式会社の入会について協議し、了承 47. 1) TXP Medical 株式会社の入会について協議し、了承 48. 1) 一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク・日本財団の入会について協議し、了承 2) 2021 年度活動報告 3) 2022 年度活動予定報告 49. 1) トヨタテクニカルディベロップメント株式会社・株式会社 humorous/社会実験ユニット souple の入会について協議し、了承 50. 1) 株式会社ソーシャル・エックス/株式会社 PREVENT の入会について協議し、了承 51. 1) 特定非営利活動法人 ADDS /Lean Mobility 株式会社の入会について協議し、了承 52. 1) 新規会員入会にかかる会議の廃止、活動方針について協議 2) 取組内容について報告 53. 1) 前年度の実証事例報告 2) 当該年度の協議会活動方針の説明
意見に対する対応	上記2の2)の意見を踏まえ、協議会に日本政策投資銀行が入会 上記3. 1)の協議を踏まえ、協議会に住友電工、ヤマハ発動機が入会 上記3. 2)の協議を踏まえ、「スマートフォンによる遠隔操作機能の拡充」の規制緩和要望に向けて内容の精査に着手 上記4. 1)の協議を踏まえ、協議会に日立製作所と新明工業が入会 上記4. 2)の協議を踏まえ、協議会の会員区分（一般・特別）を整理 上記5. の協議を踏まえ、規制緩和等の審議を迅速・確実に行うため、議題について事前に関係者間で調整の上、会議に臨むことを徹底 上記6. 1)の協議を踏まえ、以後、ICT も活用しながら幹事会を円滑に実施 上記6. 2)の協議を踏まえ、「スマートフォンによる遠隔操作機能の拡充」を規制緩和要望として内閣府に提出

	上記 7. の協議を踏まえ、協議会に BMW AG 及び BMW Japan が入会 上記 8. 1) の協議を踏まえ、協議会に株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、株式会社愛知銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、あいち豊田農業協同組合が入会 上記 8. 2) を踏まえ、認定計画書を内閣官房に提出 上記 9. 1) を踏まえ、協議会に豊田都市交通研究所が入会 3) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣官房に提出 上記 10. 2) を踏まえ、健康・医療に関する情報収集・活用事業の調整費活用を具体化 上記 11. 1) を踏まえ、協議会にトヨタ車体株式会社が入会 上記 12. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣官房に提出 上記 17. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 19. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 23. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 24. 1) および 25. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 26. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 27. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 28. 1)、29. 1) 及び 30. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 31. 1) から 35. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 36. 1) から 41. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 42. 1) から 47. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 48. 1) から 49. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 50. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 51. 1) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 52. 1) 及び 2) を踏まえ、認定計画書（変更）を内閣府に提出 上記 53. 1) 及び 2) について意見なし
--	--

